

厚生労働大臣が定める掲示事項

2024年6月1日

I 入院基本料について

当院は入院患者数334人の療養病棟入院料1を算定しております。

当院では、1日に54人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と
54人以上の介護職員が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝9時～夕方17時まで
看護職員 42人以上が勤務しております。
介護職員 30人以上が勤務しております。
- ・ 夕方17時～朝9時まで
常時18人以上の看護・介護職員が勤務しており、内6人は看護職員です。

なお、受け持ち患者数は各病棟に掲示しております。

当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
原則として付き添いはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に説明し文書により交付しております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

Ⅲ 当院は、厚生労働大臣が定める施設基準のうち、下記の内容を北海道厚生局へ届出を行っております。

- (1) 入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
当院では、栄養管理士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- 療養病棟入院料1 ●療養病棟療養環境加算2 ●認知症ケア加算3
- 診療録管理体制加算2 ●データ提出加算1及び3
- 歯科点数表の初診料の注1 ●歯科外来診療医療安全対策加算1
- 医療DX推進体制整備加算

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 薬剤管理指導料 ●CT撮影撮影及びMRI撮影 ●脳血管疾患等リハビリテーションⅡ
- 運動器リハビリテーションⅠ
- 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算

(4) その他の届出

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算1及び2
- 酸素単価